

常磐大学幼稚園園則

制 定 1969年10月25日 理事会

最近改正 2023年11月30日 理事会

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 教育期間および教育・保育の日時（第5条～第8条）

第3章 教育課程、定員および学級編制（第9条・第10条）

第4章 職員（第11条・第12条）

第5章 入園、編入園、退園、転園、休園、出席停止および修了（第13条～第19条）

第6章 保育料およびその他の費用（第20条～第23条）

第7章 褒賞（第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 常磐大学幼稚園（以下「本園」という。）は、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長し、かつ幼稚園教育の理論および実際に関する研究ならびに実証をするとともに、学生の教育実習を行うことを目的とする。

（自己点検等）

第1条の2 本園は、その教育水準の向上を図り、本園の教育目標を実現するため、教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。

② 前項の点検および評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

（位置）

第2条 本園は、茨城県水戸市見和1丁目425番地に置く。

（入園資格）

第3条 本園に入園することのできる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

（教育年限）

第4条 本園の教育年限は、4歳児入園者について2年、3歳児入園者について3年以上4年未満とする。

第2章 教育期間および教育・保育の日時

（教育期間）

第5条 教育期間は、次の3期に分ける。

- 1 第1教育期間 4月1日から7月31日まで
- 2 第2教育期間 8月1日から12月31日まで
- 3 第3教育期間 翌年1月1日から3月31日まで
(教育・保育の提供を行う日)

第6条 本園の教育・保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとし、教育週数は特別の事情のある場合を除き、年間39週以上とする。

② 前項の規定にかかわらず、次の場合を休業日とする。

- 1 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「支援法」という。）第19条第1項第1号の子どものに係る休業日
 - (1) 土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）
 - (3) 創立記念日 1月25日
 - (4) 県民の日を定める条例（昭和43年茨城県条例第3号）に規定する県民の日 11月13日
 - (5) 春季休業日 3月21日から4月7日まで
 - (6) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
 - (7) 冬季休業日 12月21日から翌年1月7日まで
- 2 支援法第19条第1項第2号の子どものに係る休業日
 - (1) 祝日
 - (2) 年末年始（12月29日～1月3日）
 - (3) 園長が必要と認めた日

③ 園長は、前2項の規定にかかわらず、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、教育・保育の提供を行う日を変更することができる。

(教育・保育の提供を行う時間)

第7条 本園の教育・保育を提供する時間は次のとおりとする。

1 教育標準時間認定に関する教育時間

本園が定める次の時間帯とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮し、時間帯を変更することがある。

月曜日～金曜日 午前9時から午後2時

2 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

本園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月曜日～土曜日 午前7時30分から午後6時30分

3 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

本園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月曜日～金曜日 午前9時から午後5時

土曜日 午前8時から午後4時

（預かり保育）

第8条 本園は、常磐大学幼稚園預かり保育実施細則（2013年8月28日）に基づき預かり保育を実施する。

第3章 教育課程、定員および学級編制

（教育課程）

第9条 本園の教育課程は、法令および幼稚園教育要領（平成29年3月31日文科科学省告示第62号）に基づき、次の表に示す各「領域」について、それぞれの「ねらい」をもって編成する。

領域\ねらい	心情	意欲	態度
健康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう	自分の体を十分に動かす、進んで運動しようとする	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する
人間関係	幼稚園生活を楽しむ、自分の力で行動することの充実感を味わう	身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ	社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける
環境	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ	身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする	身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする
言葉	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたこと	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物

		とを話し、伝え合う喜びを味わう	語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる
表現	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ

② 教育課程の実施計画は、別に定める。

(定員および学級編制)

第10条 本園の幼児定員は175人とし、学級編制は次のとおりとする。

	学級数	定員(人)
3歳児	3	55
4歳児	2	60
5歳児	2	60
合計	7	175

第4章 職員

(職員)

第11条 本園に次の職員を置く。

- 1 園長 1人
- 2 教頭 1人
- 3 教諭 7人
- 4 園医 1人
- 5 園歯科医 1人
- 6 園薬剤師 1人
- 7 事務職員 1人

② 特別な事情がある場合は、前項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭または講師を置くことができる。

(職務)

第12条 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

- ② 教頭は、園長を補佐し、園務を処理する。
- ③ 教諭は、園長の指示に従い、幼児の教育に従事する。
- ④ 園医、園歯科医および園薬剤師は、幼稚園における保健管理に関する専門的事項についての技術および指導に従事する。

⑤ 事務職員は、事務に従事する。

第5章 入園、編入園、退園、転園、休園、出席停止および修了

(入園許可)

第13条 入園は、選抜選考に合格し、必要な手続を完了した者に対して園長が許可する。

② 入園者の選抜方法については、園長が定め、毎年あらかじめこれを公示する。

(出願手続)

第14条 入園を希望する者は、園長が定める期日までに本園所定の入園願書その他の書類に入園検定料を添えて園長に願出しなければならない。

② 入園検定料の金額については、別に定める。

(入園手続)

第15条 入園を許可された者は、園長が定める期日までに本園所定の入園誓約書その他の書類を園長に提出しなければならない。

② 前項の手続が所定の期日までに完了しなかった場合には、入園の許可を取り消すことがある。

(編入園)

第16条 園長は、編入園を志願する者がいるときは、教育上支障のない場合に限り、選考の上、相当学年に編入園することを許可することができる。

② 編入園に関し必要な事項は、別に定める。

(退園等)

第17条 退園、転園および休園する者は、その事由を具し、園長に願出するものとする。

(出席停止)

第18条 園長は、園児が伝染病に罹患しており、またはその疑いがあるなど伝染病予防のため必要があると認めるときは、出席停止を命ずることができる。

(修了)

第19条 園長は、所定の教育課程を修了したと認める者に修了証書を授与する。

第6章 保育料およびその他の費用

(保育料)

第20条 保育料の金額については、園児の居住地の市町村が定める額とする。

② 保育料は、出欠の有無にかかわらず毎月10日までに、その月分を徴収するものとする。

③ 幼児が休園したときは、前項の規定にかかわらず、出席しないことが月の始めから末日までに及ぶときは、当月分の保育料を免除する。

(その他の費用)

第21条 園長は、前条に規定するもののほか、特に必要と認める納付金を徴収することができる。

② その他の費用に関し必要な事項は、別に定める。

(滞納)

第22条 園長は、正当な理由なく、引き続き長期にわたって保育料その他の費用を滞納したときは、退園を命ずることがある。また、本園は退園後も未納分の保育料を請求することができる。

(返還)

第23条 既納の保育料およびその他の費用は、原則として返還しない。

第7章 褒賞

第24条 園長は、他の園児の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

附 則

- 1 この規程の改廃には、理事会の承認を必要とする。
- 2 本園則は、1970年4月1日から施行する。
- 3 本園則の実施に必要な細則は、園長が別に定める。
- 4 本園則の改正事項は、1971年4月1日から施行する。
- 5 本園則の改正事項は、1972年4月1日から施行する。
- 6 本園則の改正事項は、1973年4月1日から施行する。
- 7 本園則の改正事項は、1974年4月1日から施行する。
- 8 本園則の改正事項は、1975年4月1日から施行する。
- 9 本園則の改正事項は、1976年4月1日から施行する。
- 10 本園則の改正事項は、1977年4月1日から施行する。
- 11 本園則の改正事項は、1979年4月1日から施行する。
- 12 本園則の改正事項は、1982年4月1日から施行する。
- 13 本園則の改正事項は、1983年4月1日から施行する。
- 14 本園則の改正事項は、1984年4月1日から施行する。
- 15 本園則の改正事項は、1985年4月1日から施行する。
- 16 本園則の改正事項は、1987年4月1日から施行する。
- 17 本園則の改正事項は、1989年4月1日から施行する。
- 18 本園則の改正事項は、1990年4月1日から施行する。
- 19 本園則の改正事項は、1991年4月1日から施行する。
- 20 本園則の改正事項は、1991年4月1日にさかのぼって施行する。
- 21 本園則の改正事項は、1992年4月1日から施行する。
- 22 本園則第8条第1項の改正事項は、1992年9月1日にさかのぼって、第18条の改正事項は、1993年4月1日から施行する。
- 23 本園則の改正事項は、1996年4月1日から施行する。

- 2 4 本園則の改正事項は、1997年4月1日から施行する。
- 2 5 本園則の改正事項は、1998年4月1日から施行する。
- 2 6 本園則の改正条項は、1999年4月1日から施行する。
- 2 7 本園則の改正条項は、2001年4月1日から施行する。
- 2 8 本園則の改正事項は、2002年4月1日から施行する。
- 2 9 本園則の改正事項は、2005年4月1日から施行する。
- 3 0 本園則の改正事項は、2006年4月1日から施行する。
- 3 1 本園則の改正事項は、2008年4月1日から施行する。
- 3 2 本園則の改正事項は、2010年4月1日から施行する。
- 3 3 本園則の改正事項は、2015年4月1日から施行する。
- 3 4 本園則の改正事項は、2016年4月1日から施行する。
- 3 5 本園則の改正事項は、2018年4月1日から施行する。
- 3 6 本園則の改正事項は、2019年10月1日から施行する。
- 3 7 本園則の改正条項は、2024年4月1日から施行する。